

# 農地政策に対する見解

平成19年10月31日

(社)日本農業法人協会

## 1. 農地利用に関する理念の確立に向けて

- ① 農地は限りある経営・生産資源であり、有効利用するものとの理念を明確にすること。  
その際、農地を所有・利用する者は、農業経営を通じて国民に食料を安定供給するとともに農業の多面的機能を発揮する等の公益を担い有効利用する義務があることを明確にすること。併せて農地に対する国・地方公共団体並びに国民の責務についても明らかにすること。
- ② このような理念を明確にする際は、「食料・農業・農村基本法」の第5条（農村の振興）、第22条（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）、第23条（農地の確保及び有効利用）と整合性がとれたものとする。
- ③ 特に、「食料・農業・農村基本法」第22条「専ら農業を営む者等による農業経営の展開」との整合性を図り、専ら農業を営む者である認定農業者等、地域に根ざした意欲ある農業経営者の位置づけを農地政策の中において明確にすること。

## 2. 農地の面的集積について

- ① 今般の農地政策改革における農地の面的集積に当たっては、「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日）」の「農業構造の展望」に平成27年度において「効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が7～8割程度になることが見込まれる。」と明記され、かつ「21世紀新農政（平成19年4月4日）」に平成27年度において「効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積の7割程度を面的に集積することを目指す」と明記されていることの実現に資するものとする。
- ② 市町村が面的集積計画を策定する際には、管内の農地を利用している認定農業者の経営改善計画の達成の実現を図る観点を第一義とし、市町村基本構想との整合性に留意すること。併せて、市町村内の兼業農家・高齢者農家の役割や今後のあり方についても留意すること。
- ③ そのために、農地の出し手に対して、小面積の農地でも高所得を実現できる経営を確立するための施策の充実を図るとともに、地域振興政策の充実とも合わせ、兼業農家や高齢農家が給与所得や年金所得と相俟って、地域の中での安定を図れるよう配慮する必要がある。
- ④ 面的集積計画の策定に当たっては、担い手の意向を踏まえること。面的集積を進める際には、農地の受け手が全員参加する場を設けて、農地の受け手同士が面的集積について協議し、その結果を面的集積計画に反映させるとともに、面的集積組織はその実現向け、農地の出し手に働きかける仕組みが必要。

### 3. 農地情報の共有化等について

- ① 現行の農業委員会の農地基本台帳等各種農地情報は各種機関の業務遂行にもとづきそれぞれ整備されているが、経営の観点から農業経営者が経営判断にも資するよう、個人情報保護等との関連に留意して再構築すること。農業経営者の利用に当たっては、認定農業者等一定の条件を付す必要がある。
- ② 全国農地情報センターの創設に当たっては、農業経営者が「いつでも、どこでも、誰でも容易にアクセスできる」ことを制度設計の根底におくこと。

### 4. 優良農地の確保・耕作放棄地対策

#### (1) 全国共通的な優良農地の確保対策等

- ① 優良農地の確保に当たって国・都道府県・市町村等の関与を明確にすること。
- ② 優良農地の確保のため、農業経営確立の観点を踏まえ、農用地区域からの除外の厳格化、公共転用を許可対象、農用地区域への編入促進と面積の引き下げ等の施策を検討すること。
- ③ 耕作放棄地の解消に当たっては、農業的利用に復することに最大限の配慮を行いつつ、農業的な利用が困難な地域においては植林等非農業的利用が機動的に行えるように検討すること。
- ④ 農業経営基盤強化促進法に基づく耕作放棄地対策における市町村長勧告等を容易に発動できるようにすること。

#### (2) 都市地域の優良農地の確保対策等

- ① 都市地域においても、他の地域同様専ら農業を営む者、その意欲がある者の経営展開を支える得る農地制度のあり方について検討すること。
- ② 農地税制（特に相続税納税猶予制度、固定資産税等）のあり方について検討する際には、都市農地の保全、都市農業の振興、都市農地の有効利用を実現する観点についても配慮すること。

### 5. 農地の権利移動規制の見直しについて

- ① 権利移動規制の見直しに当たっては、転用期待や不耕作目的（産業廃棄物投棄）等の好ましくない権利取得を排除するための措置を講ずること。そのためには現行の事前規制は所与の見直しを図った上で堅持しつつ、新たな事後規制（農業利用が不可能になった際の退出ルールの明確化等）を設けること。また、農業生産法人制度等各種制度・施策との整合性を図る慎重な検討が必要。
- ② また見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本法」の趣旨と認定農業者の経営改善計画の実現を支援する観点から、市町村基本構想等に既存の担い手の経営発展に支障を来さない措置を明確にすると共に、農業外部からの参入に当たっての基本的な考え方と参入の範囲等を明記すること。
- ③ 権利取得にあたっての判断基準となる、農地を適切に使用する見込みの判定に当たっ

ては、農業生産法人・特定法人以外の法人については、機械・労働力の確保状況に加えて、現行の特定法人に課せられている要件、農業に常時従事する役員が1名以上いることを条件とすること。

- ④ 認定農業者が経営改善計画達成のため市町村、都道府県を超えて農地の権利を取得する際に計画を認定した首長もしくは都道府県知事は、その旨の証明を講ずること。
- ⑤ 標準小作料については、土地利用型農業経営者を中心に経営の規範となる基準の存在を必要とする意見が少なくないことから、慎重な検討が必要。
- ⑥ 20年超の長期の賃貸借の創設に当たっては、現行の20年以下の賃貸借において期間の長短を問わず、合意解約の原則があるにもかかわらず、地主から返還を求められた場合、賃借人は否とは言えない実情がある。よって超長期の賃貸借制度の創設に当たってはこのような問題についての是正措置が必須であるとする。併せて賃貸借期間の長期化に際しては有益費の償還ルールの明確化が必要とする。